

## 教員の相互派遣に関する覚書

和歌山大学と高野山大学（以下「両大学」という。）は、教育研究に関する連携協定書に基づき、授業科目等の実施における教員の相互派遣について、以下のとおり覚書を締結する。

1. 教員の相互派遣に係る費用は、派遣を行う大学（以下、「派遣大学」という。）が負担し、次のとおりとする。
  - (1) 担当教員の派遣は、派遣大学の規定に従うものとする。
  - (2) 講師手当、交通費等の取扱いについては、派遣大学の規定に従うものとする。
2. 本覚書の解釈に疑義が生じた場合及びこの覚書に定めのない事項については、両大学が協議して定める。
3. 本覚書は、締結の日から効力を生ずるものとし、有効期間は3年とする。ただし、その満了日の1カ月前までに両大学のいずれからも覚書の終了又は見直し等の申し出がないときは、本覚書は1年間更新されるものとし、以後も同様の取扱いとする。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、双方各1通を保有する。

平成25年7月30日

和歌山大学長

高野山大学長

山本健慈



藤田光寛

